

入札参加資格審査申請受付

検査課

☎ 965-5605

平成23・24年度における、うるま市が発注する「測量及びコンサルタント等」の入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

【受付期間】

1月13日(木)～1月28日(金)

※土・日・祝日を除く午前9時～11時30分、午後1時30分～午後4時30分  
※前回の登録番号により受付日の指定があります。

※申請書は必ず持参し、受付期間内に提出してください。郵送による受付は行いません。

【受付場所】 石川庁舎2階会議室

【受付期間中の問い合わせ先】

☎ 098-965-5604

※詳しい内容については提出要領をご覧ください。提出要領等は、うるま市ホームページの「各課の案内」→「検査課」からダウンロードし、独自で購入したUSBメモリに入力してご提出ください。また、今回からUSBメモリのみの申請になるため、フロッピーディスクの配布はいたしません。

平成23年うるま市名産品等候補申請の受付

商工観光課

☎ 965-5634

うるま市では、うるま市名産品等選定要綱を制定し、名産品、特産品、推奨品の選定を行っております。本市で生産・製造される生産品について、うるま市名産品等の選定を受けたいと希望する事業者（生産者）は、次のとおり申請を行ってください。申請用紙については、商工観光課の窓口に準備しております。また、うるま市のホームページからもダウンロードすることができます。

【対象】 市内事業者・生産者（うるま市内で製造、生産を行っている者）

【受付場所】 石川庁舎1階商工観光課

【受付期間】

1月4日(火)～1月31日(月)

午前9時～午後5時

※但し土日祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。

## 高齢者の「障害者控除対象者認定書発行」及び「おむつ代の医療費控除の証明書発行」について

### 障害者控除対象者認定書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】 65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方  
※すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方は該当しません。

#### 【控除の区分】

- ①障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がⅡ）
- ②特別障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M）

### おむつ代の医療費控除の証明発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】 次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

- ①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方  
※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
- ②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態（寝たきり度B1～C2）にあり、尿失禁の発生可能性があることを確認できる方

【申請手続き】 介護長寿課窓口にて、申請書に必要事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

【お問い合わせ】 介護長寿課 ☎ 973 - 3208